

**鳥取県告示第808号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂浜2258の80、2258の81、2258の93、2258の95から2258の97まで、2258の103、2258の105、2258の142、2258の144、宇石山ノ鼻1988の3、1988の5、1988の6、1988の8、1988の9

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅